本号で公布された法令のあらまし

◇地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（総務省）

1　船員である地方公務員の勤務の実態を踏まえ、地方公務員災害補償法（昭和四二年法律第一二一号）における職員の範囲に一定の非常勤の船員を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、一部の規定は、令和四年一〇月一日から適用することとした。

◇消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四号）（消費者庁）

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和五年一〇月一日とすることとした。

◇消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第五号）（消費者庁）

一　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定認定の欠格事由に係る消費者の利益の擁護に関する法律の追加

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第七一条第六項第一号及び同項第三号イの政令で定める法律を追加することとした。（第一条及び第二条関係）

2　支援認定の欠格事由に係る消費者の利益の擁護に関する法律

法第九八条第四項第一号及び同項第六号イの政令で定める法律を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

3　消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限

法第一一五条の規定に基づく消費者庁長官に委任されない権限を追加することとした。（第五条関係）

二　特定商取引に関する法律施行令の一部改正関係

政令中の「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改める等の改正を行うこととした。（別表第二第五〇号関係）

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係

政令中の「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改めることとした。（第四三八号の二関係）

四　消費者安全法施行令の一部改正関係

消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為を追加することとした。（第三条第四号ロ関係）

五　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和五年六月一日から施行することとした。

◇消費者契約法施行令の一部を改正する政令（政令第六号）（消費者庁）

1　消費者契約法施行令の一部改正

消費者契約法第一三条第五項第一号の政令で定める法律を追加することとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（経済産業省）

一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

1　指定都市の長が行う報告の徴収を規定することとした。（第一〇条関係）

2　指定都市の長に係る関係行政機関への通報等を規定することとした。（第一一条及び第一二条関係）

3　経済産業大臣の権限に属する事務のうち、指定都市の長が処理するものを規定することとした。（第一三条関係）

4　経済産業大臣の権限の委任規定を見直すこととした。（第一四条関係）

二　高圧ガス保安法施行令の一部改正関係

都道府県知事が処理することが適当な事務の範囲を見直すこととした。（第二二条関係）

三　経過措置

この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

四　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（厚生労働省）

1　健康管理手帳の交付の対象となる業務に、三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第九号）（厚生労働省）

1　労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額を引き上げることとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（厚生労働省）

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二八万五、〇〇〇円から二九万円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五二万円から五三万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一八条第四項関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。